

宇治市監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 31 日

宇治市監査委員  
森 真二  
松岡 ゆかり  
鳥居 進

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

令和元年度産業地域振興部の財務に関する事務の執行について

## 第3 監査の実施期間

令和2年1月7日から令和2年2月25日まで

## 第4 監査の概要

この監査は、産業地域振興部文化自治振興課、市民課、農林茶業課における事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和元年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

文化センター使用料収入状況（文化自治振興課）

個人番号カード等交付手数料収入状況（市民課）

戸籍証明等手数料収入状況（市民課）

委託料支出状況（文化自治振興課、市民課、農林茶業課）

工事請負費支出状況（文化自治振興課、農林茶業課）

補助金支出状況（文化自治振興課、農林茶業課）

備品管理状況（文化自治振興課、市民課、農林茶業課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後は、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

## 記

### 1 文化自治振興課

#### (1) 文化センター使用料収入状況について

文化会館使用料において、調定及び市への入金の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

なお、平成28年度の前回定期監査において、使用料徴収事務委託契約の履行に関する監督検査及び施設の使用変更許可に伴う使用料変更手続に不備が見受けられたと指摘した点については、いずれも改善されていた。

#### (2) 委託料支出状況について

特になし。

なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、改善されていた。

#### (3) 工事請負費支出状況について

特になし。

#### (4) 補助金支出状況について

特になし。

#### (5) 備品管理状況について

特になし。

### 2 市民課

#### (1) 個人番号カード等交付手数料収入状況について

特になし。

#### (2) 戸籍証明等手数料収入状況について

特になし。

#### (3) 委託料支出状況について

特になし。

#### (4) 備品管理状況について

特になし。

### 3 農林茶業課

#### (1) 委託料支出状況について

特になし。

#### (2) 工事請負費支出状況について

特になし。

#### (3) 補助金支出状況について

特になし。

- (4) 備品管理状況について  
特になし。